

福島県の漁業と漁業関係者の生活を守るために東京電力福島第一原発敷地内に保管されているトリチウムを含む処理水の海洋放出に反対する意見書

東京電力福島第一原発で増え続けるトリチウムを含む処理水の処分方法などを議論する政府の「多核種除去設備等処理水の取り扱いに関する小委員会」は、現実的な選択肢として「海洋放出の方が確実に実施できる」と海洋放出の優位性を強調した報告書をまとめました。トリチウムを含む処理水の海洋放出は、前例もあり、現実的、監視体制の容易さを評価する一方で、風評被害は避けられず、風評被害対策の徹底も必要だとしています。

しかし、公聴会では漁業従事者から「試験操業を繰り返し、やっと本操業が見えてきたのにトリチウムを含む処理水が放出されたら、今までの苦労が水の泡になってしまう。後継者を育てないと技術の継承もできず、福島県の漁業は壊滅してしまう」と切実に訴えられました。

このような公聴会での意見や「長期保管」をすべきなどの意見には一顧だにせず、被災県民の心情や実情を無視したものと云わざるを得ません。

処理水の海洋放出は海洋環境を汚染し、農業従事者にも大きな打撃を与えます。これまで福島県産の農畜水産物などの、安全性の確保や風評被害の克服に取り組んできた生産者の努力と将来への展望を根底から覆すこととなります。

福島県民は原発事故以来、今日までの長期の避難生活や放射線による健康不安、農畜水産物の風評被害など、多大の苦しみを余儀なくされてきました。

これ以上、原発事故の犠牲を押し付けてはなりません。県民の安全と健康と生活を守るため、トリチウムを含む処理水の海洋放出には反対です。

よって、国会・政府関係機関及び県に対し、下記事項について誠実に対応されるよう強く求めるものです。

記

1. トリチウムを含む処理水は、海洋放出ではなく、地上タンクでの長期保管とし、トリチウムの分離、回収技術を研究開発し実用化すること。
2. タンク内には、トリチウム以外の基準値を上回る放射性物質が含まれており、徹底した除去を行うこと。
3. 福島県産の農畜水産物に対する風評被害の解消に全力を挙げること。
4. 何よりも優先して被災県民の意見を聞く公聴会を開催し政策に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年6月12日

福島県河沼郡会津坂下町議会

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山東昭子	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
経済産業大臣	梶山弘志	殿
復興大臣	田中和徳	殿
福島県知事	内堀雅雄	殿